

4 本市の状況について

(1) 障がい者・障がい福祉サービスの状況について

①人口推移

②各種障がい手帳の推移

③相談支援体制について

④サービス状況について



①人口推移

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

(令和7年3月末現在)

人口 105,243人

人口推移



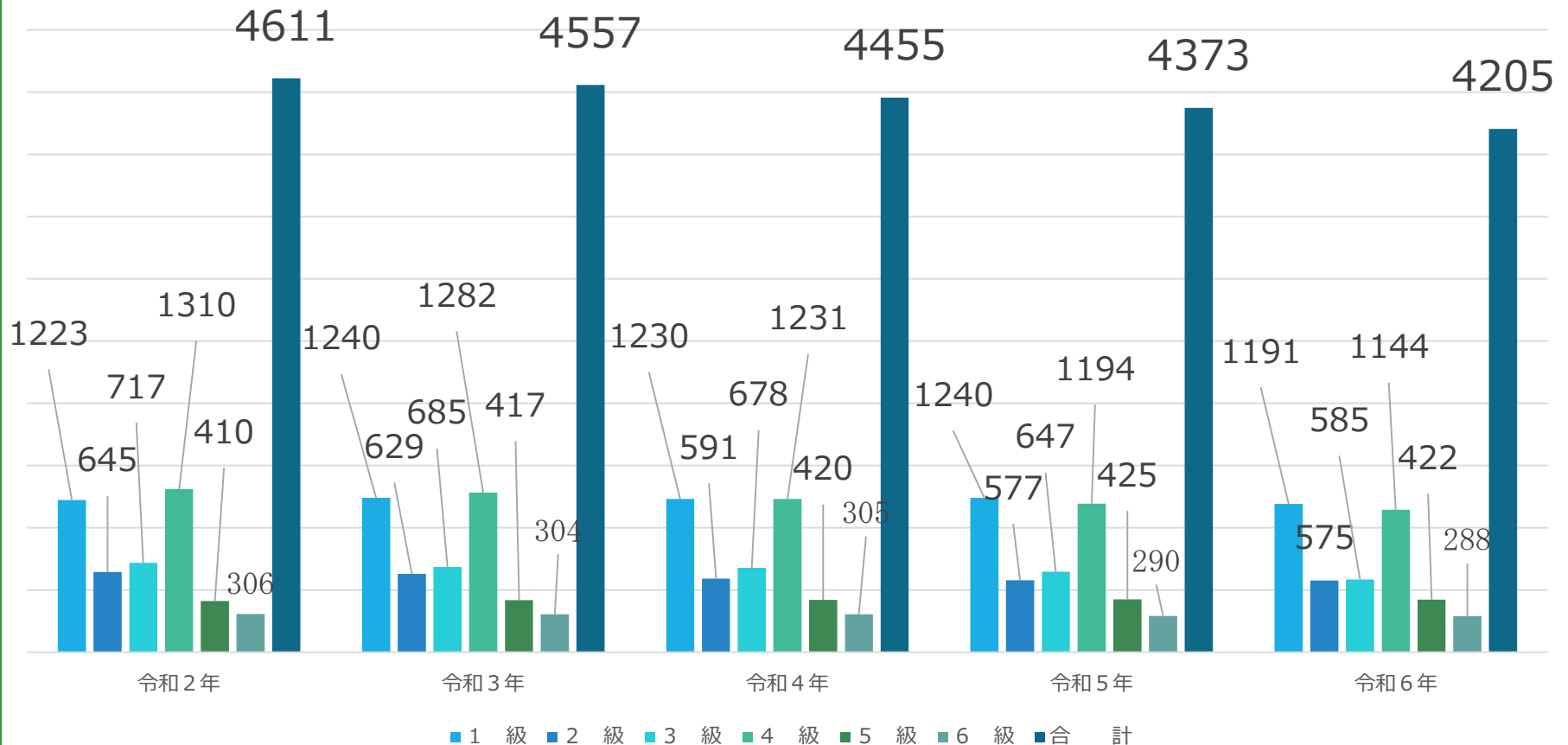
令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和22年
109650	108514	107716	106580	105243	81019

住民基本台帳・介護保険第9期事業計画 推計値参照

令和7年5月19日

②各種障がい手帳の推移

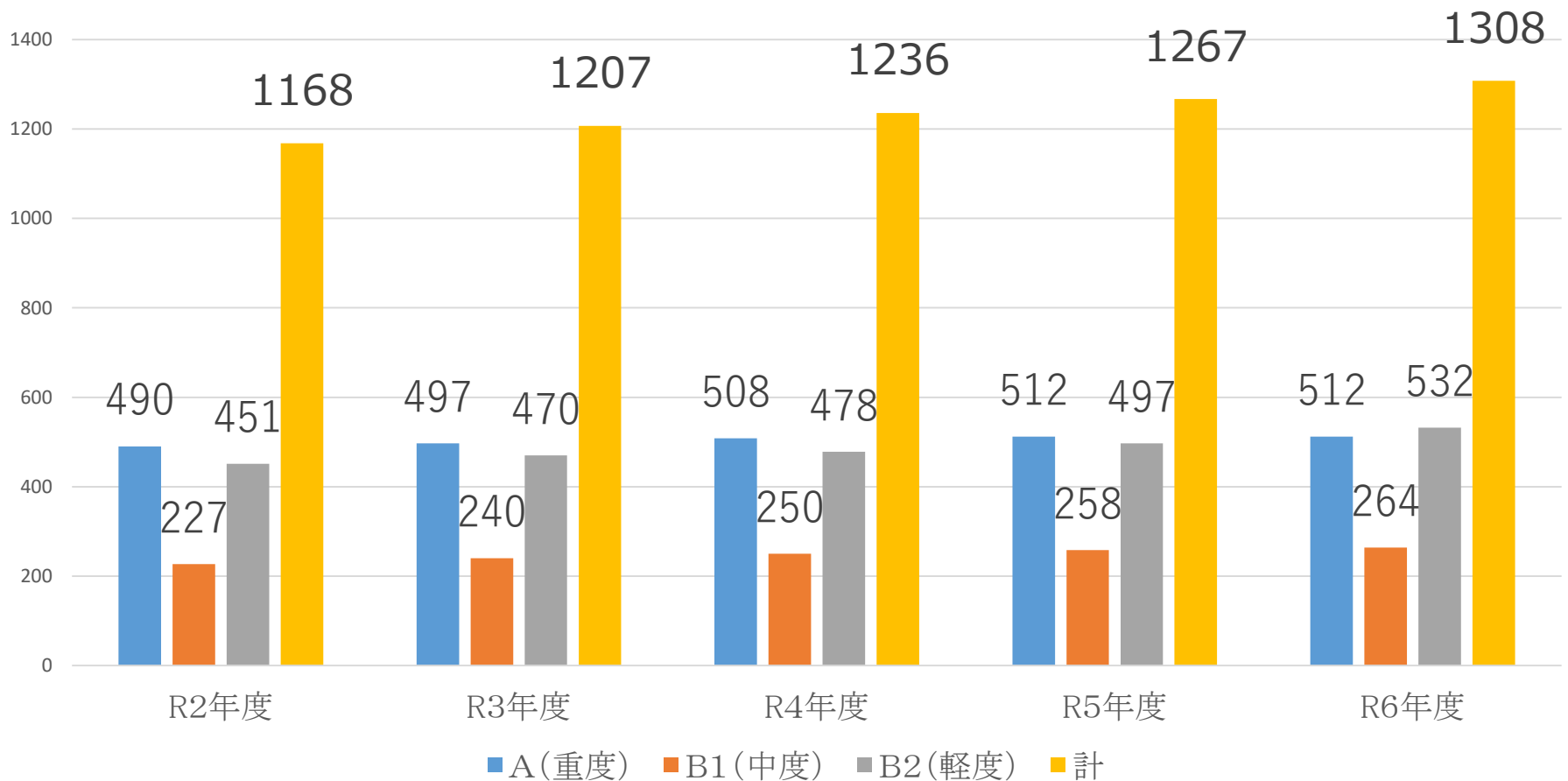
身体障害者手帳



令和7年5月19日

② 各種障がい手帳の推移

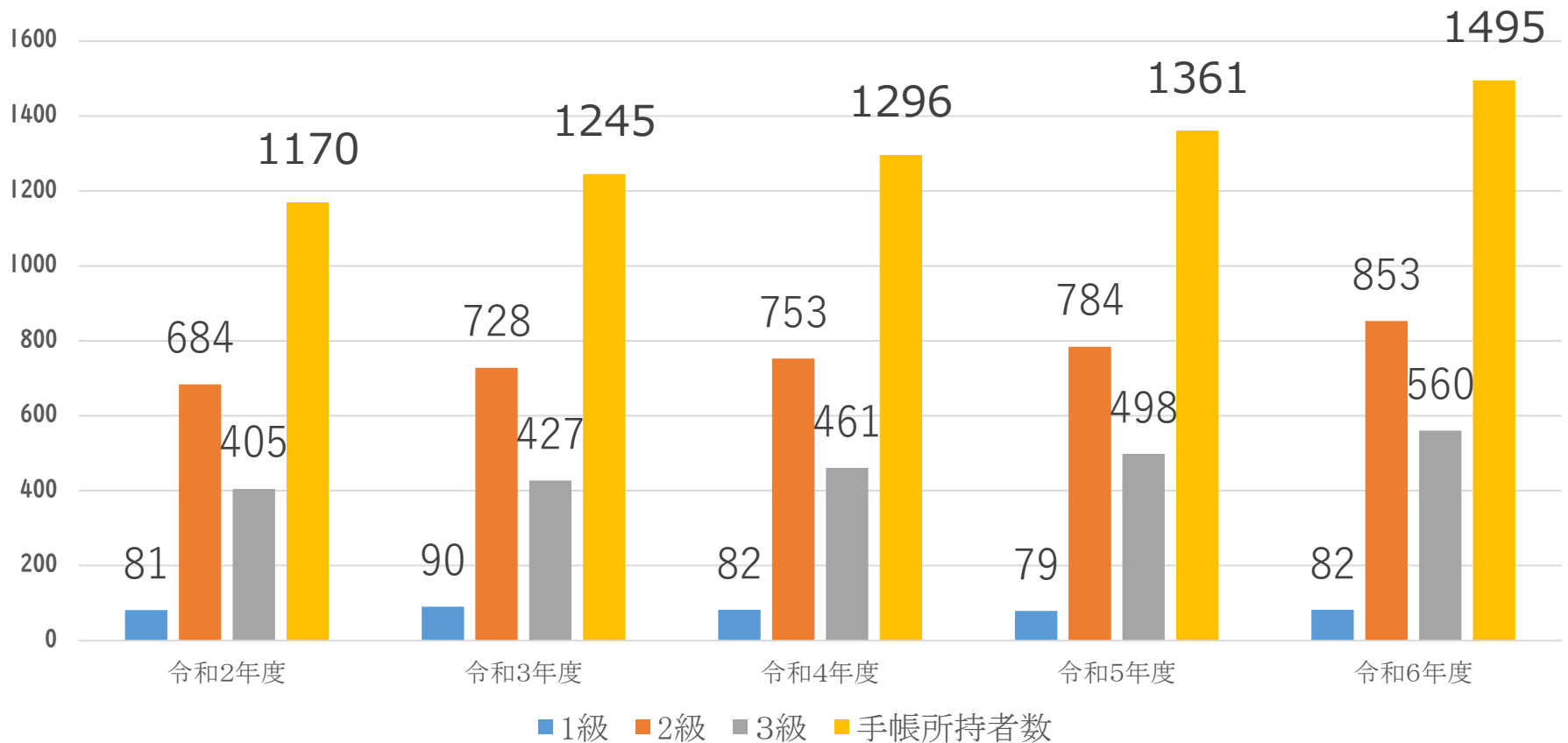
療育手帳



令和7年5月19日

② 各種障がい手帳の推移

精神障害者保健福祉手帳



令和7年5月19日

③ 相談支援体制について

■ 基幹相談支援センター

第1圏域 聖徳園みどりの風

第2圏域 つじやま相談室

第3圏域 四天王寺悲田富田林苑

■ 上記3機関は雇用センターを併設



③相談支援体制について

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

障がいのある方の相談に応じています

障がいのある方やご家族が地域で安心して暮らしていけるよう、富田林市内の各圏域に障がい者基幹相談支援センター（障がい者雇用センター）を設置しています。相談支援専門員等が様々なご相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

【第1圏域】 喜志、第一中学校区	社会福祉法人聖徳園「聖徳園みどりの風」 富田林市川向町6-31 電話：0721-26-8627・FAX：0721-26-8628
【第2圏域】 第二、第三中学校区	社会福祉法人いずみ野福祉会「つじやま相談室」 富田林市廿山20-7 電話：0721-28-5311・FAX：0721-40-1513
【第3圏域】 金剛、葛城、藤陽、 明治池中学校区	社会福祉法人四天王寺福祉事業団「四天王寺悲田富田林苑」 富田林市向陽台一丁目3-20 電話：0721-29-0500・FAX：0721-29-0282

障がい者基幹相談支援センターの他にも、障がい者相談支援センターを市内3か所に設置し、相談支援を実施しています。（圏域はありません）

社会福祉法人桃花塾「ピーチネット」 富田林市喜志2067 電話・FAX：（0721）24-8626
NPO法人あい「地域活動支援センターときわぎ」 富田林市昭和町二丁目2-6 電話・FAX：（0721）25-1516
NPO法人次世代育成・少子化対策研究会「アブローチ寺池」 富田林市寺池台二丁目12-8 電話・FAX：（0721）29-8655

市役所2階⑥番窓口（障がい福祉課）において
出張相談を開設しています

（祝日を除く月～金曜日、午前9時15分～午後5時）
電話：0721-25-1000（内線162）



④ サービス状況について

就労系サービスに関しては、

- ① 就労移行支援
- ② 就労継続支援A型（雇用型）
- ③ 就労継続支援B型（非雇用型）

が主なサービスとなる。

他には就労を定着させる目的で就労定着支援もあり

④ サービス状況について

就労移行支援事業

【利用者】

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者(65歳未満の者)

例えば...

- ① 企業等への就労を希望する者
- ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者 等

【主なサービス内容】

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせた支援。
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内での利用。

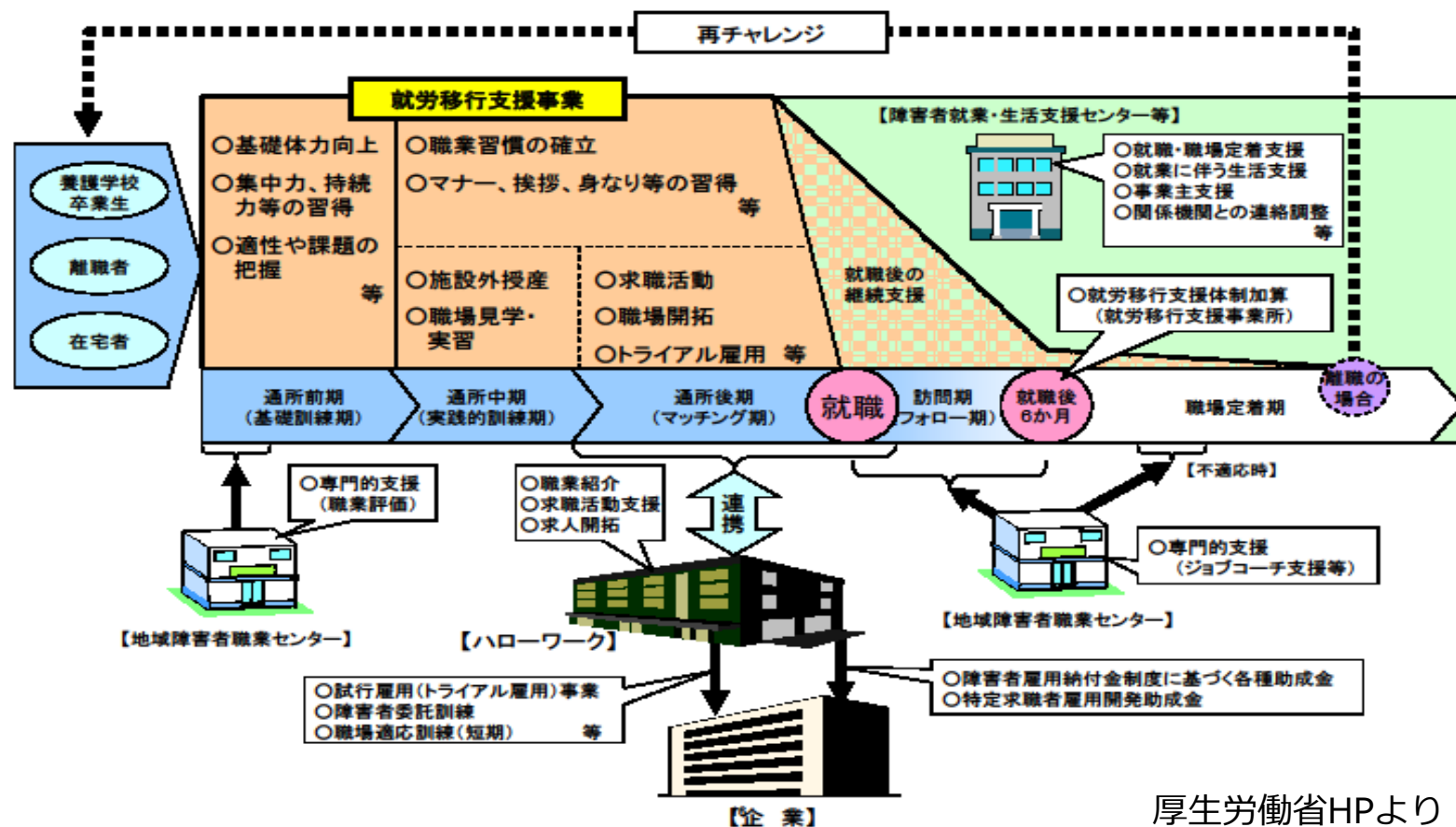
④サービス状況について

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

就労移行支援事業と労働施策の連携



厚生労働省HPより

④ サービス状況について

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

就労継続支援事業(雇用型)

就労継続支援A型

【利用者】

- 就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者(利用開始時、65歳未満の者)

例えば...

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

【主なサービス内容】

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援。
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能。
- 利用期間の制限なし。

④サービス状況について

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

就労継続支援事業(非雇用型)

就労継続支援B型

【利用者】

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

例えば...

- ① 企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(雇用型)の雇用に結びつかなかった者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された者

【サービス内容等】

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援。
- 平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表。
- 利用期間の制限なし。

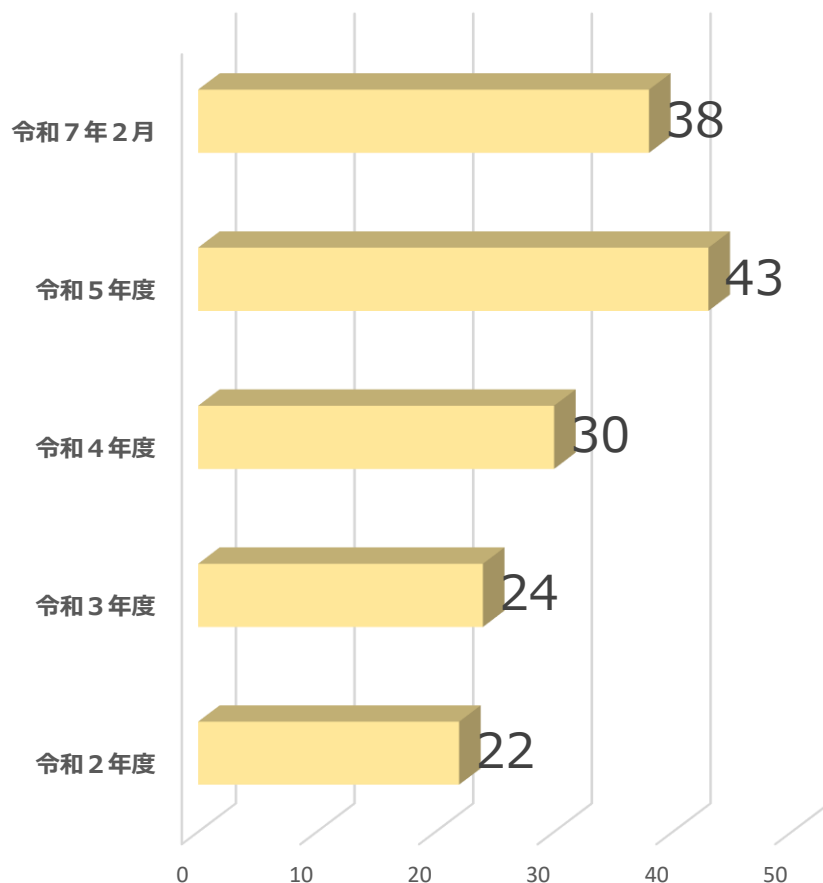
④ サービス状況について

富田林市障がい者雇用会議

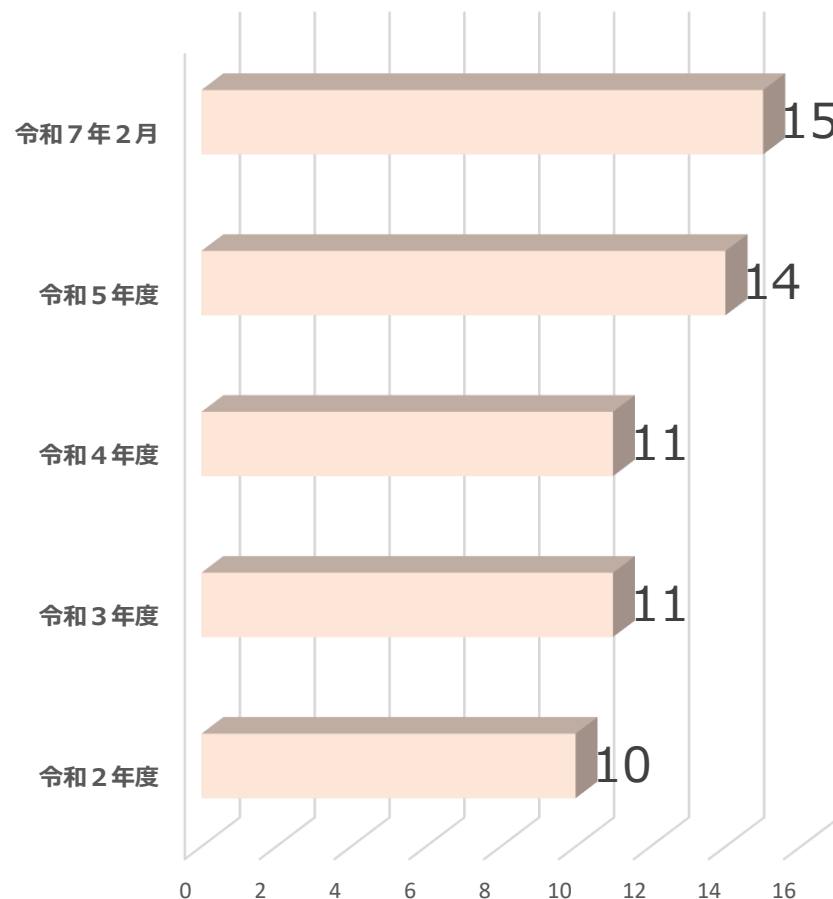
令和7年5月19日

資料
4

就労移行支援利用者数



就労定着支援利用者数



各年度3月末段階時点※令和6年度に関しては2月末段階

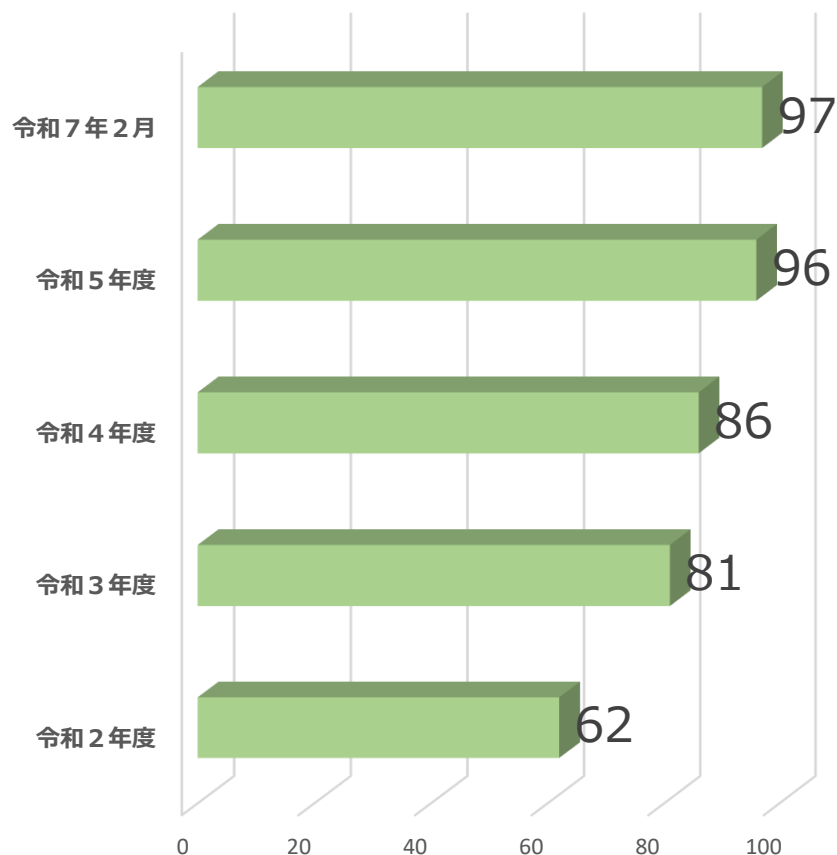
④ サービス状況について

富田林市障がい者雇用会議

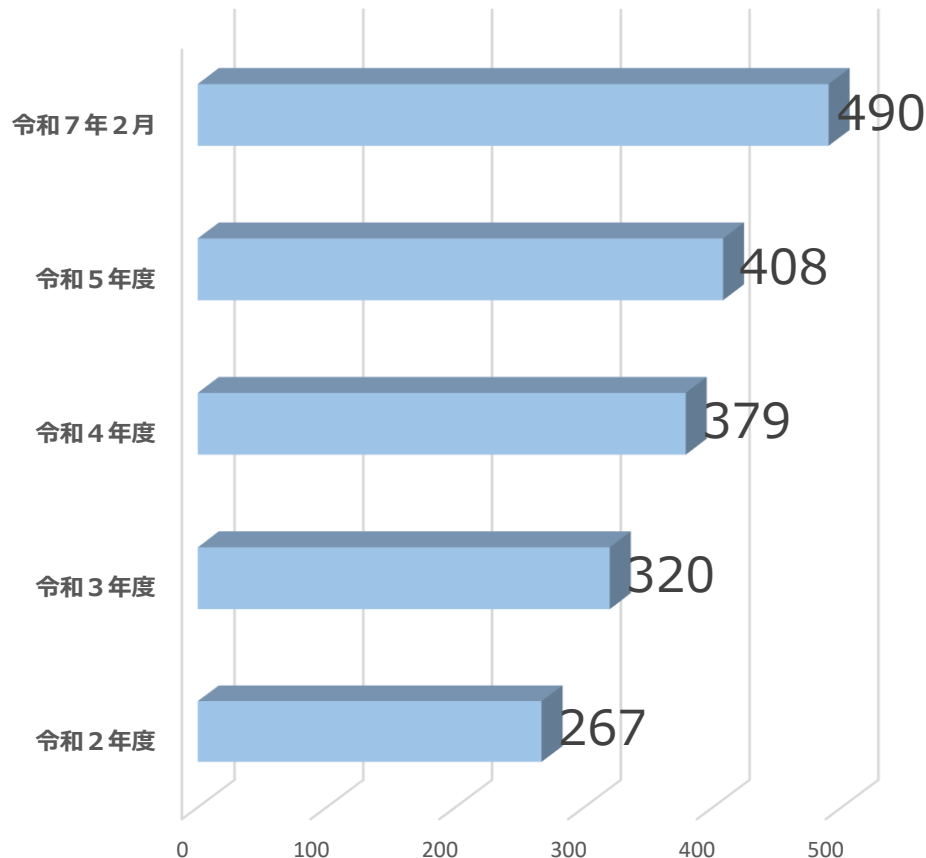
令和7年5月19日

資料
4

就労継続支援A型利用者数



就労継続支援B型利用者数



各年度3月末段階時点※令和6年度に関しては2月末段階

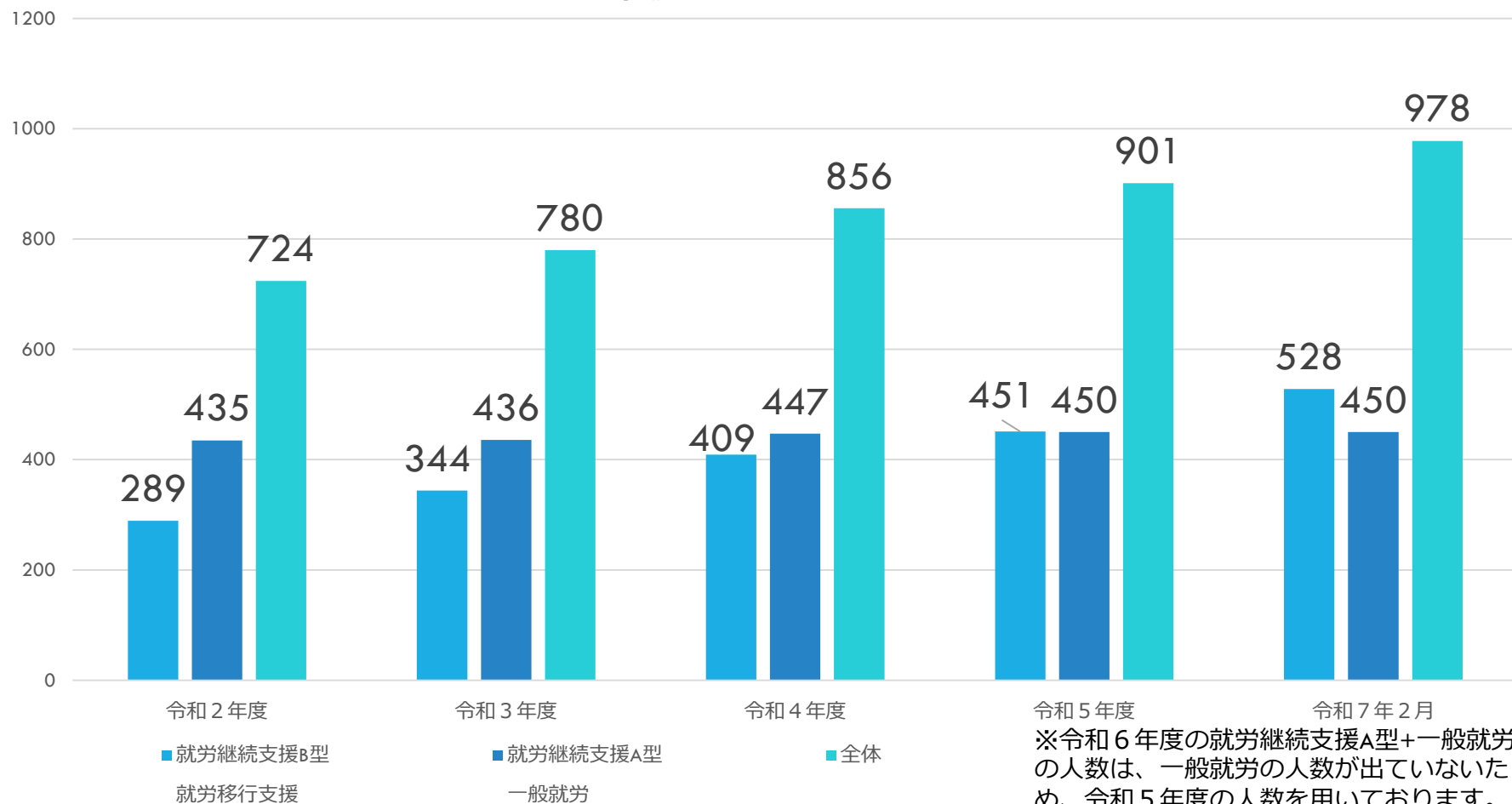
④ サービス状況について

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

就労状況について



4 本市の状況について

(2) 富田林市障がい者地域自立支援協議会について

① 自立支援協議会とは

② 検討・作業部会について



① 自立支援協議会とは

令和7年5月19日

1. 設置の目的

地域の障がい福祉に関する包括的かつ予防的なシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

2. 設置の根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称 障害者総合支援法）第89条の3

・地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

一部抜粋

① 自立支援協議会とは

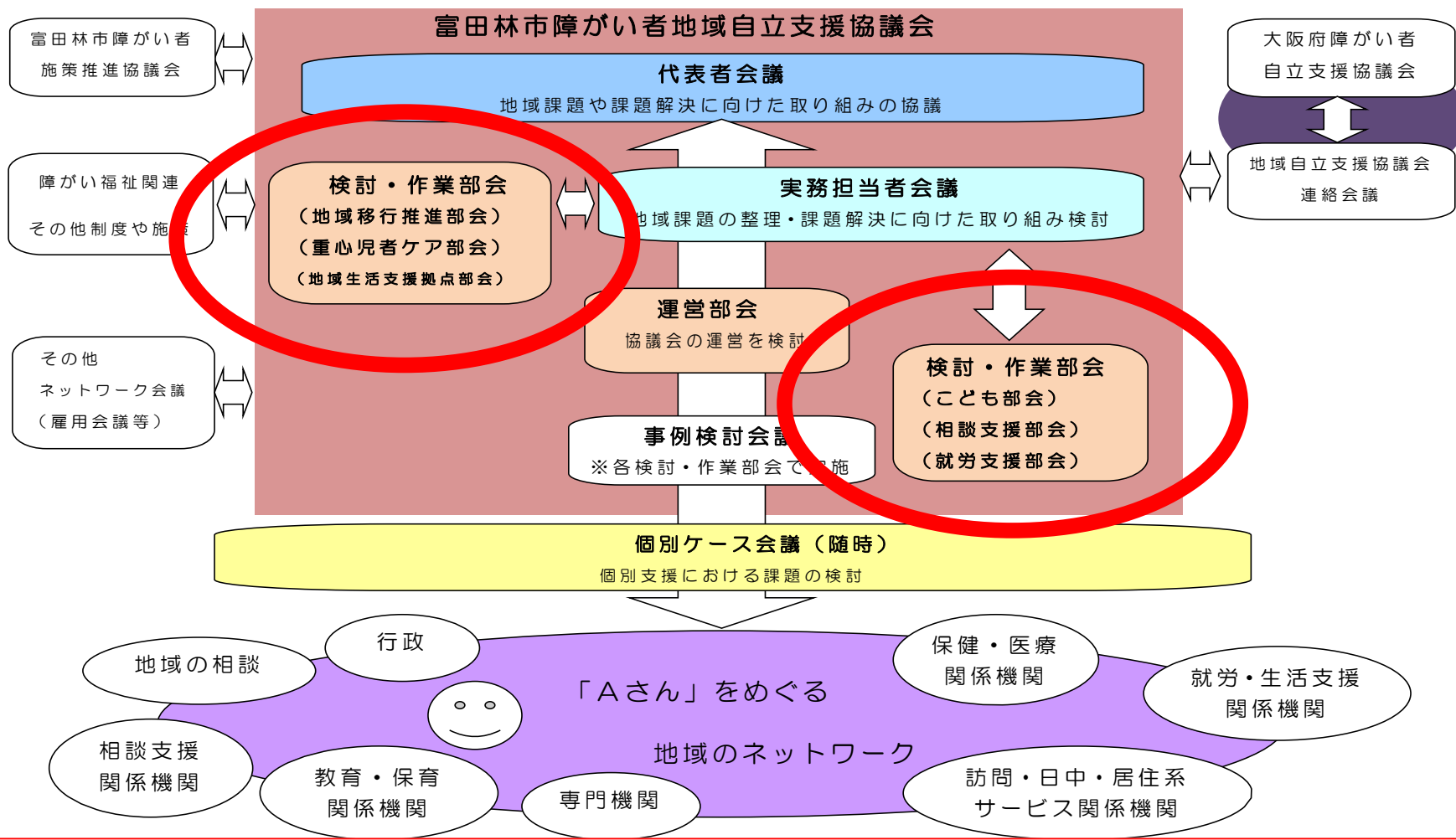
富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

令和3年度～

富田林市障がい者地域自立支援協議会体系図



②検討・作業部会について

○ 検討・作業部会

①こども部会

②相談支援部会

③重症心身障がい児者ケアシステム部会

④地域生活支援拠点部会

⑤地域移行推進部会

⑥就労支援部会

市内の就労移行・定着支援事業所、就労継続支援A・B型事業所、生活介護の各事業所が集まり、主に福祉的就労における課題について協議をしたり、関係機関との連携強化を図る。

②検討・作業部会について

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

就労支援部会 参加機関

銀杏、就労継続支援A型糸星、てんだあじないまち、桃花塾通所部、ベストプレイス、ワークプラザ富田林、わくわく富田林、笑い家、I'll、グッドワークス、就労継続支援B型JOY、就労継続支援B型バンジー、スマイルKOB0、生活介護陽だまり、つじやま作業所、テンダアハート錦織、すぷらうと、パレット、りんくファーム、おおきなかぶ、ジョブタス富田林、第2あしべ作業所、トキヲコエテ、work in peace、わくわく富田林、就労継続B型シング、就労継続B型なの花、拓共同作業所、メイプル関西、ワークショップアイ、一歩の会、すぷらうと、福祉の杜、市障がい福祉課、聖徳園みどりの風、つじやま相談室、四天王寺悲田富田林苑、ピーチネット、地域活動支援センターときわぎ、アプローチ寺池

年4回開催

②検討・作業部会について

就労支援部会 テーマ・取組

①年間スケジュールについて

②つつじマルシェについて

③ふるさと納税の勉強会、工賃向上に向けた情報交換 など

内容

①年間スケジュール及び大規模のイベント確認など

②庁舎移転に伴う、代替場所の検討

③都市魅力課からふるさと納税の説明、実際にふるさと納税を行っている事業所からの事業説明 自主製品の販売ルートが少ないため、工賃向上や施設外就労を含む就労支援についてのグループワーク など

4 本市の状況について

(3) 富田林市障がい者雇用会議について

- ①障がい者雇用の取り組みについて
- ②総社市について
- ③雇用会議要綱について
- ④雇用会議の体系図
- ⑤雇用検討会議（これまでの取り組み）



①障がい者雇用の取り組みについて

○令和3年4月～現在

基幹相談支援センターを設置（各圏域に3事業所）

同時に雇用センターを併設

→「障がい者雇用会議」を新たに設置し開催

○令和4年4月～現在

障害者地域自立支援協議会で新たに就労支援部会を設置

○令和7年4月～

障がい者雇用会議を市の附属機関として位置付け

②総社市について

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

・総社市の人口統計等（令和7年3月31日時点）

人 口 ⇒69,450人

世 帯 ⇒30,069世帯

・総社市の障がい者の状況（令和4年3月31日時点）

障がい種別	等級別						合計人数
身体障がい者	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	2,117人
	728	301	281	524	138	145	
知的障がい者	A			B			599人
	186			413			
精神障がい者	1 級		2 級		3 級		477人
	45		348		84		

（令和6年3月に策定した総社市の障がい者計画の報告書等より参照）

・総社市の障がい者雇用の取り組みについて

平成23年度から平成27年度までの5年間で、障がい者1,000人の雇用を目指す

平成29年5月に達成し改めて「千五百人雇用委員会」を立ち上げ、令和6年度では1,300人越え

③雇用会議要綱について

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

第1条の目的に、障害者の雇用の促進等に関する法律第6条に示されている、**国及び地方公共団体の責務の内容を追加**

障害者の雇用について事業主等その他市民一般の理解を高めるほか、事業主、障害者その他の関係者に対する援助の措置等、総合的な障がい者就労及び障がい者雇用環境の推進を図るため設置する。

③雇用会議要綱について

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

第3条第2項 委員の構成

- (1) 障がい者等及びその家族
- (2) 障がい福祉サービス関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 雇用主関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) その他市長が必要と認める者

③雇用会議要綱について

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

第4条は委員の任期を3年と規定しています。

第6条は会議を原則年2回開催することを規定しています。

第7条は雇用検討会議の構成について規定しています。
開催頻度は原則として年6回、第3条第2項各号に掲げる者に準じる者や委員を構成員としています。

第9条は守秘義務について規定しています。

第10条は雇用会議の事務局を、雇用施策担当課及び障がい福祉施策担当課に置くことを規定しています。

③雇用会議要綱について

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

【目的・できること】

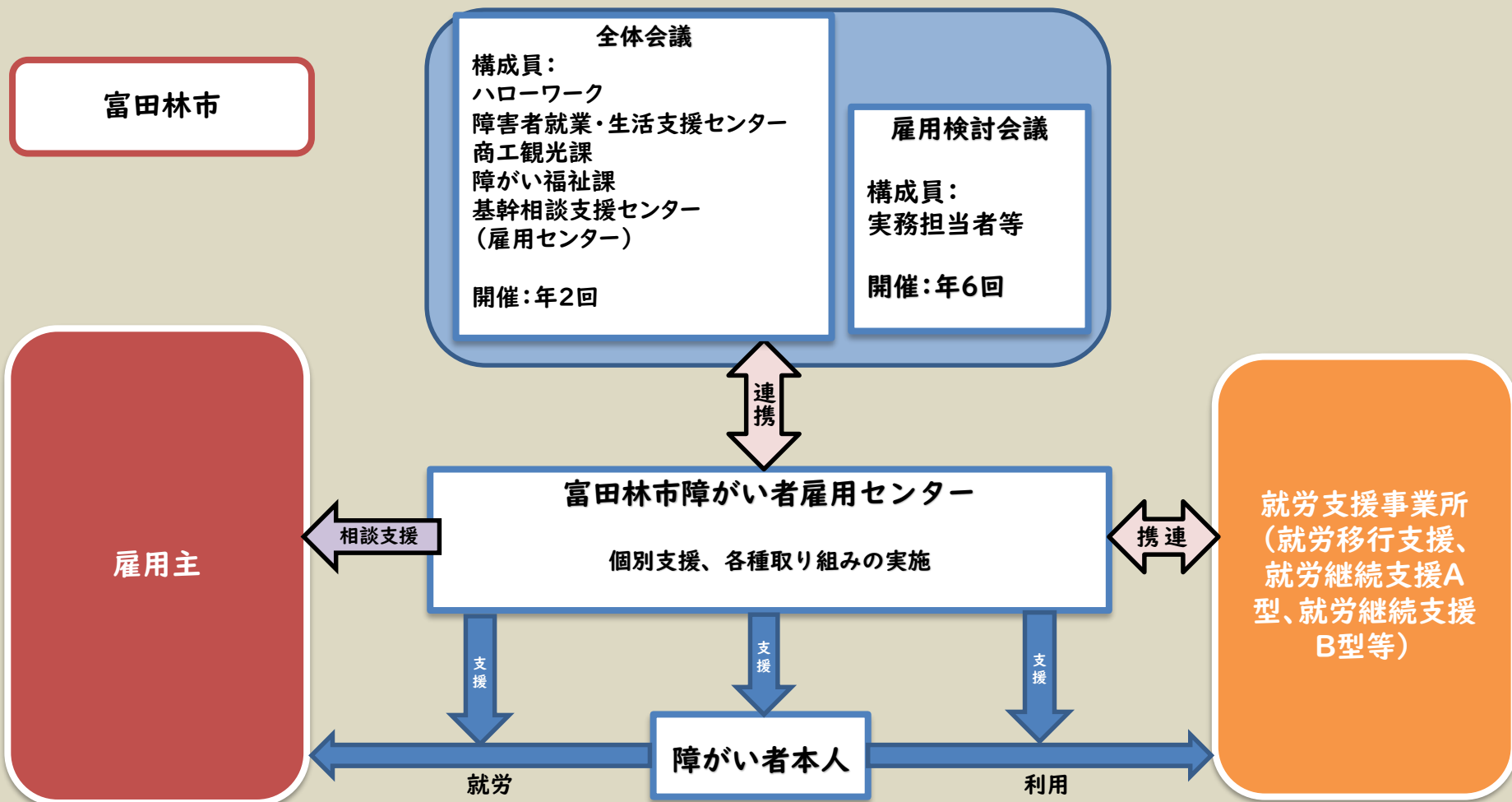
- ①附属機関として、市に提言が可能
- ②雇用主関係者が雇用会議に参画することにより企業等の雇用主との連携の強化が図れる
- ③自立支援協議会の就労支援部会との連携を強化し、障がい者雇用の機運を醸成し、雇用センターの支援が強化され、より多くの障がい者が就労に結び付くことを促進

④雇用会議の体系図

(当初)雇用会議体制図

富田林市障がい者雇用会議

R3.4～R4.3

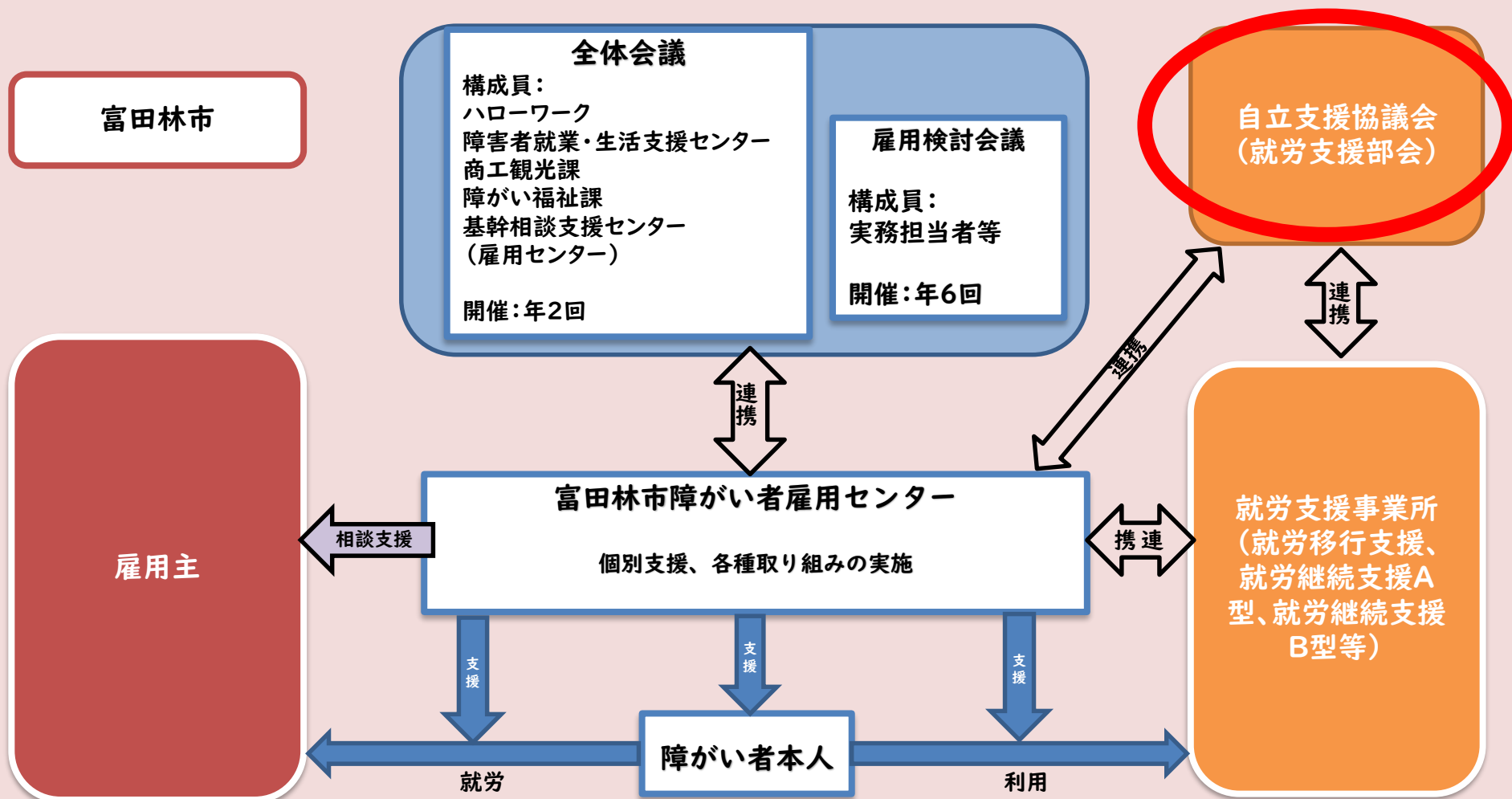


④雇用会議の体系図

(旧) 雇用会議体制図

富田林市障がい者雇用会議

R4.4～R7.3

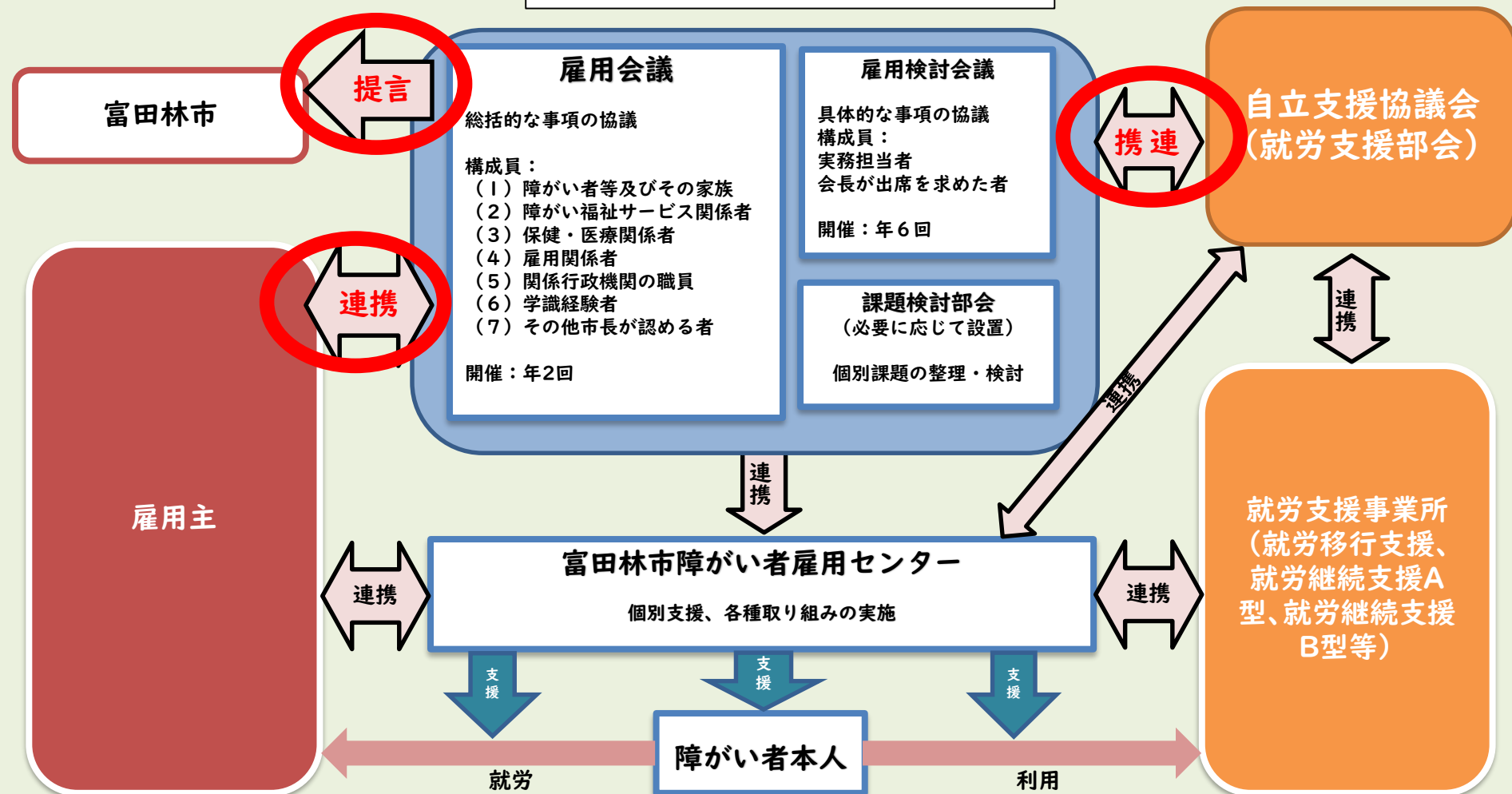


④雇用会議の体系図

(新)雇用会議体制図

富田林市障がい者雇用会議

R7.4～



⑤雇用検討会議 (これまでの取り組み)

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

①目的

障がい者雇用に関する支援方法等の情報共有、企業開拓に向けた検討など

②検討メンバー

河内長野公共職業安定所、南河内南障害者就業・生活支援センター、大阪障害者職業センター南大阪支所、大阪障害者職業能力開発校、パーソルエクセルアソシエイツ株式会社

③開催時期

年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

④主な検討テーマ

- ・障がい者に向けた支援だけでなく、企業に向けた理解促進により、障がい者雇用が広がっていく取り組みの検討
- ・障がい者雇用のイベント「OSHIKATSU」の企画・開催

など

⑤雇用検討会議 (これまでの取り組み)

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

【取り組みの中で見えてきた課題】

- 支援機関・企業の助成金や制度理解が必要
- 支援機関と企業のお互いが活用できる支援策の理解が必要
- トライアル雇用やチャレンジ雇用についての周知が必要
- 就職した後のフォローや定着支援が必要
- 企業がどういうところで困っているのか把握が必要
- 企業のニーズを聞く機会が必要
- 職場の見学や実習により本人や支援者が現場を知る機会が必要
- 職場上層部の理解はあっても現場従業員の理解が充分でない場合も多く、幅広い理解促進が必要
- 就労に対する本人や家族の不安が強く、不安解消や意識変化が必要

5 今後の会議の進め方等について

I：雇用検討会議で挙げられた課題のまとめ

II：今後の会議の取り組み（事務局案）



⑤ 今後の会議の進め方等について

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

I：雇用検討会議で挙げられた課題のまとめ

①課題：本人・支援者・企業それぞれの活用できる制度や支援策の理解

▣障がい者雇用の各種制度や支援策に関する研修

②課題：本人・支援者・企業それぞれの状況や役割の相互理解

▣障がい者雇用の支援機関や企業の視察・見学

③課題：障がい者雇用に関する理解促進・啓発

▣所属や対象者別の理解促進・啓発活動

⑤ 今後の会議の進め方等について

富田林市障がい者雇用会議

令和7年5月19日

資料
4

Ⅱ：今後の会議の取り組み（事務局案）

委員を対象とした以下の取り組みの実施

- ①障がい者雇用の各種制度や支援策に関する研修
- ②障がい者雇用の支援機関や企業の視察・見学
- ③所属における障がい者雇用の啓発に向けた取り組み（所属先で可能な方法による情報発信）

※取り組みを通して、本人・支援者・企業等それぞれの視点からの意見や課題を把握・整理し、課題解決や相互理解に向けた施策検討につなげる

⑤ 今後の会議の進め方等について

**今後の会議の取り組み（事務局案）の提案について
積極的なご意見をお願いいたします。**



意見

お忙しいところお時間いただき
ありがとうございました。

